

現在、全国的に少子高齢化が進んでいます。同時に、大分市では進学や就職を機に市外に出ていく若者も多くなっています。社会の担い手が減ることで、まちの活力の低下が危惧され、未来を担う若者が地域の活動に限らず社会の様々な場面に参画することがより一層求められています。

こうした中、若者が夢や希望を持って生き生きと活躍するためには、若者の意見を反映する仕組みや、若者の活動に対する支援などを充実させ、若者の持つ能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備することが必要となっています。

また、地域の活動やまちづくりへの参加を通して多様な経験を積むことは、若者自身の成長につながり、その成長を若者自身が実感することで、活動の企画段階などへの参加や社会の様々な場面での活躍が期待されます。

このような認識のもと、若者の取組を周りの人々が応援し、若者もまた地域や社会の取組に協力することで、若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、若者の活躍推進に関する基本理念を定め、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、若者の活躍推進に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長及び社会参画を促進し、もって若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 若者 おおむね16歳から29歳までの者をいう。
- (3) 地域コミュニティ 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) 市民活動団体 市内において若者の社会参画に係る団体をいう。

(基本理念)

第3条 若者の活躍推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 若者が社会の担い手の一員であることを認識し、社会で活躍できるよう、社会的機運を醸成すること。
- (2) 若者の意見及び自主性を尊重しつつ、その自主的な活動に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携を図りながら協働して取り組むこと。

(若者の役割)

第4条 若者は、自らの活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 自らが暮らす地域に関心を深めるとともに、地域コミュニティ、市民活動団体等が取り組む活動及び市が実施する施策に積極的に参加し、又は協力すること。
- (2) 社会の様々な場面において活躍の場があることを認識し、自主的な活動に取り組み、その持てる能力及び行動力を発揮すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者に対して社会参画に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者が参加しやすい活動を実施し、及び当該活動への若者の参加を促すとともに、地域に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
 - (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。
- (学校等の役割)

第7条 学校等は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の地域活動への参加、自主的な活動の促進等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の自主的な活動に対する支援、若者との交流活動の実施等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

(市民活動団体の役割)

第9条 市民活動団体は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) それぞれが持つ目的や理念を実現しようとする活動を通じて、若者の自己形成及び成長を支援すること。
- (2) 若者が自由に意見を言える環境づくり、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

(市の責務)

第10条 市は、若者の活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、それらと相互に連携するよう努めるものとする。
- 3 市は、若者の活躍を推進するための環境整備を図るものとする。
- 4 市は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、若者の活躍推進に関する施策を実施するため、若者の活躍推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 若者の活躍推進に関する基本方針
- (2) 若者の活躍推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者の活躍推進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、推進計画の策定に当たっては、若者をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の基本となる事項)

第12条 市は、若者の活躍推進を図るため、次に掲げる事項を施策の基本とする。

- (1) 若者の意見の収集に関すること。
- (2) 若者の社会参画の仕組みに関すること。
- (3) 若者の自主的な活動に対する支援及び協力に関すること。
- (4) 交流及び連携に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、若者の活躍推進のために必要な事項

(議会の取組等)

第13条 議会は、若者の活躍推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

2 議会は、若者と交流する機会を設け、若者の政治参画に対する意識の醸成に努めるとともに、その意見の把握に努めるものとする。
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。